

第2章 福岡市の市税

市税のあらまし

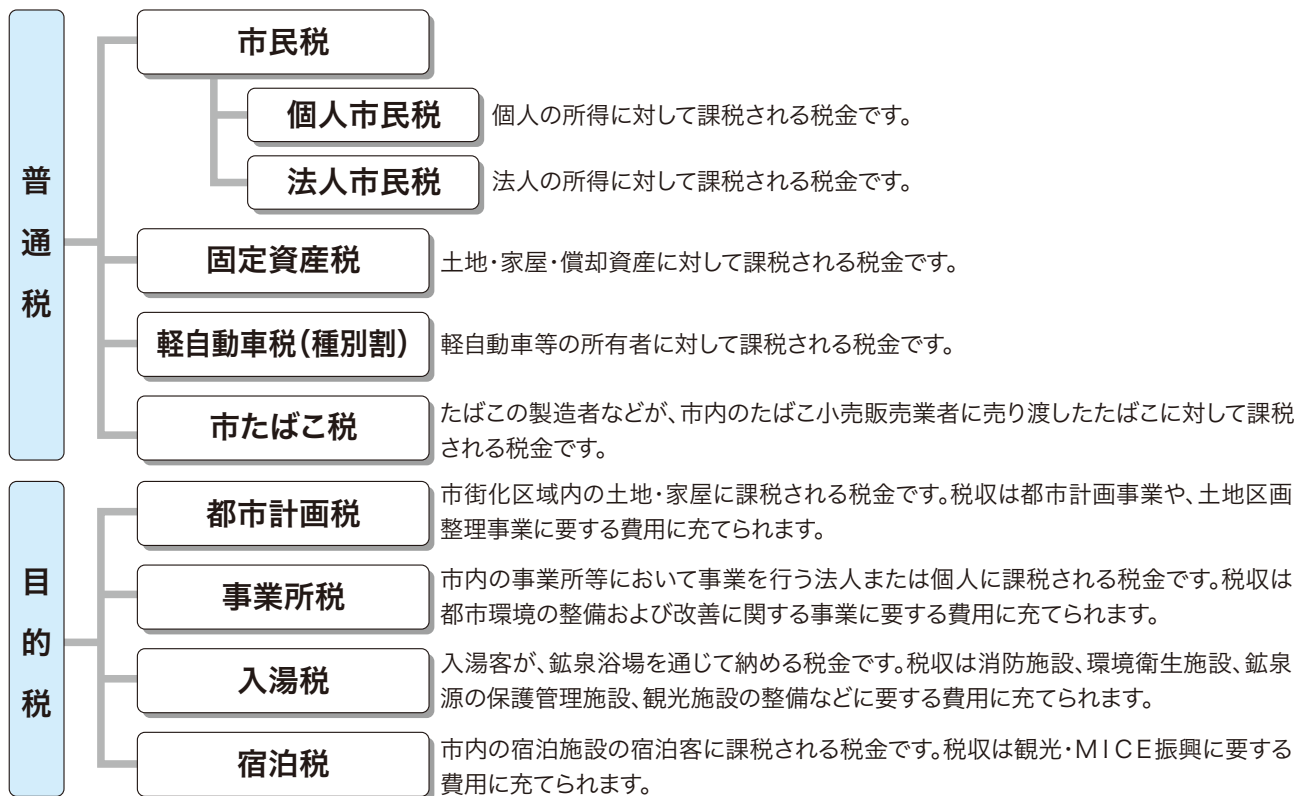
福岡市の市税には、次の8種類のものがあります。

福岡市の市税

普通税と目的税

普通税とは納められた税金の使い道が特別に決まっておらず、どのような経費にも充てることのできる税金のことです。

目的税とは、その税金の使い道が法律や条例により特定されている税金のことです。



◎目的税の使い道(令和7年度)

◆都市計画税◆

(単位:千円)

事業名	金額
都市計画債償還金	22,208,695
下水道事業債償還金	4,380,000
下水道事業繰出金(雨水減価償却費)	4,200,000
公園整備	950,000
街路橋りょう整備	552,540
貝塚駅周辺土地区画整理	23,000
合計	32,314,235

◆入湯税◆

(単位:千円)

事業名	金額
消防施設整備	54,827

◆宿泊税◆

P66に記載しています。

◆事業所税◆

(単位:千円)

事業名	金額
文教施設整備	6,767,670
環境施設整備	570,000
道路橋りょう整備	467,000
河川水路改良	272,000
こども育成施設整備	150,000
保健福祉施設整備	40,000
公園整備	10,000
街路橋りょう整備	10,000
その他	436,141
合計	8,722,811